

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ レイアウト等の変更について

令和 8 年度介護報酬改定に伴い、令和 8 年 7 月審査以降の「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」のレイアウト等に変更がありました。変更点は以下のとおりです。

○変更点○

①新たに介護職員等処遇改善加算の対象になったサービスについて

→「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「居宅介護支援」及び「介護予防支援」について、「指定サービス等」に計上されます。

※「介護予防ケアマネジメント費」については、既存のサービス種類「A3」、「A4」、「A7」、「A8」、「A9～AE」と同様に、「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」に計上されません。

②帳票の種類について

→介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料として支払対象となる場合、委託元の地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所については、介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分が計上されます。

介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分を計上するため、帳票レイアウトが以下のア～ウの 3 種類に分かれます。

ア：通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所）

イ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として 1 件以上存在する地域包括支援センター

ウ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として 1 件以上存在する居宅介護支援事業所

【帳票ア（通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所））】

[illegible]

【帳票イ（介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として 1 件以上存在する地域包括支援センター（地域包括支援センター払い（委託型）の地域包括支援センター））】

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ											
令和8年 8月 審査分											
令和8年 8月 31日											
〇〇〇国民健康保険団体連合会											
国保連合会一事業所											
事業所番号 9000100010											
事業所名 〇〇〇地域包括支援センター											
証記載 保険者番号	証記載 保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス種類名	通常/ 過額	加算 区分	サービス 単位数	単位数 単価	加算額
900010	〇〇市	0000000101	ヒナツシヤ101	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160
900010	〇〇市	0000000102	ヒナツシヤ102	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160
900010	〇〇市	0000000103	ヒナツシヤ103	2026/06	46	介護予防支援	過額	加算	-9	10.00	-90
900010	〇〇市	0000000103	ヒナツシヤ103	2026/06	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160
900010	〇〇市	0000000103	ヒナツシヤ103	2026/07	46	介護予防支援	通常	加算	16	10.00	160
小計					46	介護予防支援		加算			550
						(委託料控除後)					160
原案作成委託料											
委託先支援 事業所番号		委託先支援事業所名								委託先 支払分	
9070100010		〇〇〇ケアプラザ								160	
9070100020		◇◇◇ケアサービス								-90	
9070100020		◇◇◇ケアサービス								160	
9070100010		〇〇〇ケアプラザ								160	
9070100010		〇〇〇ケアプラザ								320	
9070100020		◇◇◇ケアサービス								70	
合計 550 390											

※加算区分欄の「加算」は、「介護職員等処遇改善加算」を示す。
※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(Ⅰ)～加算Ⅴ(ⅠⅣ)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(Ⅰ)～Ⅴ(ⅠⅣ)」を示す。
※加算区分欄の「過額」には、「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。（サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員等処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる）
※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。
※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。

介護職員等処遇改善加算に係る委託料
控除後の金額が出力されます。

委託先支援事業所ごとの金額が
計上されます。

「委託先支援事業所番号」、「委託先支援事業所名」、「委託先支払
分」が追加され、原案作成を委託している場合に介護職員処遇改
善加算に係る原案作成委託料が計上されます。

「委託先支援事業所番号」、「委託先支援事業所名」、「委託先支払分」が追加され、原案作成を委託している場合に、介護職員処遇改善加算に係る原案作成委託料が計上されます。

委託先支援事業所ごとの金額が
計上されます。

【帳票ウ（介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として 1 件以上存在する居宅介護支援事業所）】

[illegible]